

Microsoft Developer Network
アカデミック アライアンス プログラム

使用許諾条件



修正使用許諾主契約書

(Microsoft® Developer Network アカデミック アライアンス プログラム)

本契約書（以下「本修正契約書」といいます）は、Microsoft Developer Network Subscription の使用許諾主契約書（以下「原契約書」といいます）に対する修正使用許諾契約書であり、Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）と、Microsoft Developer Network アカデミック アライアンス プログラム（以下「MSDN アカデミック アライアンス プログラム」といいます）への登録をマイクロソフトから許可された本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方との間に締結される法的な契約書です。本修正契約書は、原契約書に基づいて提供される本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方（以下に定義されています）による非営利的な教育および非商業的な研究を目的とした使用を許可するものです。さらに本修正契約書は、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方によって作成されるソフトウェア アプリケーションまたはハードウェアの非営利的な設計、開発、およびテストのために、かかる指定されている方が本ソフトウェアを利用することを許可します。本ソフトウェアは、マイクロソフトによって提供されているサブスクリプションのアップデート（原契約書に定義されています）を含みます。本ソフトウェアを利用できる者として指定されている方は必ずしも非営利団体である必要はありませんが、ソフトウェアの利用は非商業目的である必要があります。本ソフトウェアをインストール、複製、または使用することによって、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方は、原契約書および本修正契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。これらの条項に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストール、複製、使用のいずれも許諾できません。

1. 定義

本修正契約書で特に定義されていない用語は、原契約書の定義と同じ意味をもちます。以下の定義は、本修正契約書において追加されたものです。

- 1.1 「教員」とは、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方のために学生の教育もしくは指導または研究を行うために、かかる指定されている方に正式に雇用されている職員および研究員を意味します。
- 1.2 「本ソフトウェア」は、原契約書の定義と同じ意味をもちます。
- 1.3 「本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方」または「お客様」とは、(a) 入学を許可した学生の教育のみを目的として組織され運営される教育機関として、広く知られた認定機関によって正式に認定され、かつ (b) マイクロソフトによって MSDN アカデミック アライアンス プログラムへの参加を認められた教育機関内の学科もしくは研究室を意味します。認定教育機関には、文部科学省認可の 4 年制大学、短期大学、高等専門学校、文部科学省もしくは各都道府県が認可する専門学校が含まれますが、これらに限定されるものではありません。本ソフトウェアを使用できるかどうかについては、マイクロソフトまたはマイクロソフトの子会社にお問い合わせください。
- 1.4 「学生」とは、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方によって開講または運営されている教育課程の履修科目に正式に登録されている学生を意味します。
- 1.5 「使用」とは、以下を行うための教員または学生による本ソフトウェアの非商業的な使用を意味します。
 - (a) MSDN アカデミック アライアンス プログラムへの参加を許可された、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方が提供する授業、実験、または関連する教材の開発、サポート、および実施
 - (b) 本ソフトウェアを利用して非商業的な研究プロジェクトを行うため（注：文部科学省または日本国政府のために行われる研究は「非商業的な」研究と認定されます）
 - (c) 本修正契約書第 1 条第 5 項 (a) または (b) に記載されている目的のためにのみ、本ソフトウェアと共に動作するソフトウェア アプリケーションまたはハードウェアの設計、開発、およびテストを行うため。本修正契約書における「使用」とは、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方のために、本ソフトウェアのサポートと学生へのサポートおよび MSDN アカデミック アライアンス プログラムの遵守を管理するお客様の従業員による以外の、本ソフトウェアの一般的なビジネス目的での使用は含みません。

2. 教育および研究目的のための使用に関するライセンスの許諾

2.1 原契約書の条項の修正または削除

本修正契約書においてのみ、原契約書は以下のように修正されます。

- (a) 原契約書の以下の条項がすべて削除されます。第 2 条 1 項（一般的なライセンスの許諾）、第 17 条（ソフトウェアの譲渡）、第 2 条第 5 項（構成部分の分離）、第 6 条第 2 項（Microsoft Office）。
- (b) 上記で明確に削除された条項に加えて、原契約書のいかなるライセンス許諾にもかかわらず、本ソフトウェアの使用は本修正契約書第 1 条第 5 項に従うものとなります。ただし、原契約書第 9 条（プレリリースコード）についてはこの限りでなく、プレリリースコードは原契約書に従ってのみ使用できます。

2.2 教育および研究目的のための使用に関するライセンスの一般的な許諾

本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方が、本修正契約書によって修正される原契約書および追加コンポーネントの条項と条件を厳守する限り、マイクロソフトはお客様に以下の非独占的なライセンスを許諾します。

- (a) MSDN アカデミック アライアンス プログラムより利用できるあらゆるすべてのソフトウェア（本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方が物理媒体（CD-ROM または DVD）で受け取ったもの、または認可を受けた MSDN 加入者用ダウンロード サイトからダウンロードしたもの）を、お客様の構内に設置して提供する数に限りサーバーまたはパーソナル コンピュータにインストールして、本修正契約書第 1 条第 5 項に規定されている使用のみを目的として、教員および学生がかかるサーバーまたはパーソナル コンピュータ上の本ソフトウェアを使用できるようにすること。加えて、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方は、第 1 条第 5 項で定義されている使用目的に限り、サーバーにインストールされている本ソフトウェアを、お客様の構内および構外での使用のために、教員および学生のサーバー、パーソナル コンピュータ、ラップトップ、その他のデバイスに数に限りなくダウンロードもしくはインストールさせることができます。教員および学生のコンピュータにインストールされた本ソフトウェアを本修正契約書に特に指定されていないあらゆる団体に対して複製したり貸し出すことはできません。本ソフトウェアを利用できる者として指定されている者はかかる教員および学生に、本ソフトウェアの使用にあたって（インストール中に表示される使用許諾契約に関係なく）原契約書および本修正契約書の条項を厳守して本ソフトウェアを使用するように指導する責任があります。また、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方は、かかる方法でソフトウェアを複製する許諾を得た研究室、教員、学生の名前の記録を保持し、マイクロソフトから合理的な要請があった場合は、この記録をマイクロソフトに提供するものとします。
- (b) バックアップ コピーとして使用するため、または本修正契約書第 1 条第 5 項に定義されている使用を目的として学生および教員に無償で貸与するために、本ソフトウェアの CD-ROM コピーを追加で 50 部を限度として作成すること。本条項（第 2 条第 2 項 (b)）で明記されている追加の CD-ROM コピーは、(i) お客様の構内にあるパーソナル コンピュータにインストールするために、または (ii) 教員または学生が使用する構内または構外のパーソナル コンピュータにインストールするために、お客様が教員または学生に貸与することができます。本修正契約書で特に指定されている者以外に、本ソフトウェアの CD-ROM コピーを複製または貸与することはできません。教員または学生は、貸与された本ソフトウェアの CD-ROM コピーをさらに複製または貸与することはできません。お客様は、本ソフトウェアの CD-ROM コピーを貸与する教員または学生に、本ソフトウェアの使用が原契約書および本修正契約書の条項（インストール中に表示される使用許諾契約に関わらず）を厳守し、本ソフトウェアを本修正契約書第 1 条第 5 項で許諾されている使用に関する権利に従ってのみ使用することに同意させるものとします。さらに、お客様は、本ソフトウェアの CD-ROM コピーを貸与した教員および学生の氏名の記録を保管するものとします。マイクロソフトから合理的な要請があった場合、お客様はマイクロソフトに貸与記録の調査を許可するものとします。
- (c) 本ソフトウェアを利用できる者として指定されている方の構内に設置された CD 複製機を利用して、かつ本修正使用許諾書の第 1 条第 5 項に定義されている使用を目的とする場合に限り、学生および教員に本ソフトウェアやあらゆる本コンポーネントの複製を 1 部作成することを許可します。本修正契約書で特に指定された教育機関以外のいかなる団体にも本ソフトウェアの CD-ROM のコピーを複製したり貸与することはできません。いかなる教員および学生も本修正契約書第 2 条

第 2 項 (c) に従って作成された本ソフトウェアのコピーを複製したりさらに貸与することはできません。本ソフトウェアを利用できる者として指定されている方は、教員および学生に、(インストール中に表示されるあらゆるライセンス許諾にかかわらず) 原契約書および本修正契約書の条項を厳守させ、かつ本修正許諾契約書第 1 条第 5 項で許諾される使用の権利に従ってのみ、本ソフトウェアを使用させなければなりません。さらに、お客様は、本ソフトウェアのコピーを作成することを許可された教員および学生の氏名の記録を保管するものとします。マイクロソフトから合理的な要請があった場合、お客様はマイクロソフトに貸与記録の調査を許可するものとします。

教員の退職、離職、転勤、非常勤の終了等、学生の卒業、転籍、退学等が生じた場合には、本ソフトウェアの貸与および本ソフトウェアへのアクセスの許可を終了するものとします。教員または学生が原契約書または本修正契約書の条項に違反したことを、マイクロソフトがお客様に通知した場合、またはお客様が認知した場合、お客様は、かかる教員または学生による本ソフトウェアへのアクセスの許可を中止すると共に、これらの教員または学生が保有もしくは管理している本ソフトウェアの即時返却または破棄の証明を要求するものとします。

お客様は、教員、学生、および本ソフトウェアがインストールされている構内のサーバーまたはコンピュータに、保守とそれに関連した目的でアクセスする必要があるお客様の従業員以外の者が、本ソフトウェアにアクセスしたり、本ソフトウェアを使用しないように最善を尽くすことに同意するものとします。

本ソフトウェアに関する上記のライセンス許諾にかかわらず、本修正契約書に添付の別紙 1 に記載されている本ソフトウェアのコンポーネントは、MSDN アカデミック アライアンス プログラムから除外されているため、本修正契約書に基づいてかかるコンポーネントの使用を許諾されるものではありません。

本修正契約書で明示的に許諾されていない権利は、すべてマイクロソフトによって留保されます。

2.3 ライセンスに関するその他の制限

- (a) お客様は、本修正契約書に基づいて作成された本ソフトウェアの各コピーが、真正かつ完全なコピーであり、すべての著作権および商標に関する表示を含んでいることを保証するものとします。
- (b) お客様は、本ソフトウェアを第三者に売却、レンタル、リース、または譲渡することはできず、原契約書および本修正契約書で許可されている者以外に本ソフトウェアを貸与することもできません。
- (c) マイクロソフトは、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方の学科または研究室の常勤の従業員である指定の従業員 1 名に本ソフトウェアを提供し、かかる従業員は原契約書および本修正契約書に基づいて本ソフトウェアの使用を管理するものとします。
- (d) 本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方は、本ソフトウェアの特定のコンポーネントをインストールする際にプロダクト キー (以下「ボリューム ライセンス キー」といいます) が必要となる場合があります。ボリューム ライセンス キーは、お客様に提供され、お客様はこれを安全に保管しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアのインストール、サポートと学生へのサポート、および MSDN アカデミック アライアンス プログラムの遵守の管理に携わる従業員にのみ、ボリューム ライセンス キーを開示することができます。ボリューム ライセンス キーの不正使用に関する責任は、お客様が負うものとします。さらに、お客様は、本修正契約書第 2 条第 2 項 (b) および (c) に従って本ソフトウェアの特定のコンポーネントをインストールする際に、アカデミック アライアンス プロダクト キー (以下「プロダクト キー」といいます) が必要となる場合があります。プロダクト キーは、お客様に提供され、お客様は同じく安全に保管しなければなりません。お客様は、本修正契約書第 2 条第 2 項 (b) および (c) に規定された本ソフトウェアのコピーを貸与される、もしくはコピーを許諾された学生および教員に、プロダクト キーを開示することができます。お客様は、プロダクト キーの使用に関する制限およびセキュリティの問題を学生および教員に知らせるために最善を尽くすものとします。教員または学生がプロダクト キーを不正に使用したことを、マイクロソフトがお客様に通知した場合もしくはお客様が認知した場合、お客様は、これらの教員または学生に対して本ソフトウェアの使用許可を取り消すことを通知するものとします。

3. 本修正契約書の効力

本修正契約書で修正されている場合を除き、原契約書およびコンポーネントの使用許諾契約書のすべての条項有効に存続するものとします。原契約書またはコンポーネントの使用許諾契約書の条項が本修正契約書と異なる場合は、本修正契約書の目的を果たすために必要な限りにおいて、本修正契約書の条項が適用されるものとします。

4. 契約の終了

お客様が MSDN アカデミック アライアンス プログラムへの参加を自主的に終了した場合、お客様は構外のパーソナル コンピュータにインストールするために学生または教員に対して本ソフトウェアの複製または貸与を許諾したり、本ソフトウェアへのアクセスや複製を許可することはできません。ただし、本修正契約書第 1 条第 5 項に明記されている使用のためにのみ、原契約書および本修正契約書の条項に従って、お客様の学科・研究室内のサーバーおよび構内のラボのコンピュータ上で、契約終了までに受領した本ソフトウェアを引き続き使用することはできます。

お客様が、原契約書および本修正契約書の条項、特に第 2 条第 2 項と第 2 条 3 項 (ただしこの 2 つに限定されません) を履行できなかった場合は、原契約書および本修正契約書に違反したものと見なされ、原契約書および本修正契約書に明記されている権利と救済手段が、法律でマイクロソフトに与えられている権利と救済手段と同様に、マイクロソフトに与えられます。

お客様が原契約書に違反した場合のマイクロソフトによる原契約書の終了については、原契約書第 18 条が適用されます。

修正使用許諾主契約書

(Microsoft Developer Network アカデミック アライアンス プログラム)

別紙 1

以下のソフトウェアは、MSDN アカデミック アライアンス プログラムから除外されるもので、本ソフトウェアを使用できる者として指定されている方は使用できません。

Microsoft Office

Microsoft FrontPage®

使用許諾主契約書

以下の使用許諾主契約書（以下「本契約書」といいます）を注意してお読みください。本契約書が添付されているソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）をインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の条項に同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、マイクロソフトは、お客様に本ソフトウェアのインストール、複製、または使用のいずれも許諾することはできません。その場合は未使用の本ソフトウェアを直ちに購入店へご返品の上、全額払い戻しを受けてください。

1. MICROSOFT DEVELOPER NETWORK SUBSCRIPTION PROGRAM について

1.1 一般条項

本契約書は、お客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）と Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）との間に締結される法的な契約書です。本契約書はコンピュータソフトウェア（オンライン文書および電子文書を含む）、それに関連した媒体、および印刷物（マニュアルなどの文書）を含む本ソフトウェアに適用されます。今後マイクロソフトがお客様に提供する可能性のあるアップデート、追加物、アドオン コンポーネント、およびインターネット ベースのサービス コンポーネントについても、マイクロソフトがそれらの使用許諾に関する条項を追加提供しない限り、本契約書が適用されます。マイクロソフトは、本ソフトウェアの使用を通じてお客様に提供しているインターネット ベースのあらゆるサービスを中止できる権利を留保します。本契約書は、お客様とマイクロソフトとの間で締結された他の契約書に製品サポート サービスに関する規定がある場合を除き、本ソフトウェアに関連するあらゆる製品サポート サービスにも適用されます。本契約書の修正条項または追加条項が、本ソフトウェアに付属している場合があります。

1.2 Microsoft Developer Network Subscription Program - 概要

本契約書が適用される本ソフトウェアは、Microsoft Developer Network Subscription Program（以下総称して「MSDN」といいます）のユーザーとなるお客様に許諾されるものです。MSDNの有効なライセンスをお持ちでない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。マイクロソフトは、MSDNの様々なサブスクリプション レベルを提供しています。選択されたサブスクリプション レベルによって、マイクロソフトが本契約書のもとで提供する本ソフトウェアの種類が決定します。選択されたサブスクリプション レベルによっては、提供されるソフトウェアに本契約書の特定の条項が適用されない場合があります。1つのサブスクリプションにおいて複数のライセンスが提供されることもあります。そのようなライセンスには、本契約書のすべての条項が適用され、お客様が購入されたサブスクリプション レベルにおいて提供される本ソフトウェアを使用する場合に限って許諾されます。

1.3 MSDN で提供されるマテリアル

選択されたサブスクリプション レベルにより含まれるものが異なりますが、MSDNは、(a) 製品ドキュメント、サンプル アプリケーション、書物および定期刊行物、ツールおよびユーティリティ、種々の技術情報（以下総称して「本ドキュメント」といいます）、(b) サーバー オペレーティング システム、およびサーバー アプリケーション（以下総称して「本サーバー ソフトウェア」といいます）、(c) クライアント オペレーティング システム（以下「本デスクトップ オペレーティング システム」といいます）、(d) デスクトップ アプリケーション（以下「本デスクトップ アプリケーション」といいます）、ならびにソフトウェア開発ツールキット（SDK）、ソフトウェア リソースキット、および開発ツール（以下総称して「本開発ツール」といいます）で構成されています。MSDNで提供されるソフトウェアのことをそれぞれ「本コンポーネント」という場合もあります。（たとえば、Windows XP Professional、Microsoft SQL Server、および Platform Software Development Kit は MSDN の「本コンポーネント」として提供されます）。

1.4 本契約書の効力

本契約書の条項の多くは、MSDNで提供される任意の本ソフトウェアの一般的な使用に適用されます。しかし、一部のライセンス権利または制限には、(a) 上記第 1.3 条に記載されたソフトウェアプログラム群、または (b) 特定の本コンポーネントのみに適用されるものもあります。

2. 一般的なライセンスの許諾およびライセンスの制限

マイクロソフトはお客様に、お客様が本契約書のすべての条項を遵守する限り、本契約書に規定された権利を許諾します。

2.1 一般的なライセンスの許諾

お客様が個人の場合、お客様のみが本ソフトウェアを使用することを条件として、マイクロソフトは、お客様のソフトウェア製品の設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行う目的に限り、本ソフトウェアの使用、および本ソフトウェアのコピーを作成および使用する属人的かつ非独占的な権利をお客様 1 名の方に許諾します。

お客様が法人の場合、本ソフトウェアを組織内で使用する各 1 名につき、個別の有効なライセンスを 1 つ獲得したときに限り、本ソフトウェアの使用、および本ソフトウェアのコピーを作成および使用する属人的かつ非独占的な権利をお客様に許諾します。

2.2 本ドキュメント

かかるコピーが内部目的でのみ使用され、お客様の組織外で再発行または頒布（ハードコピーであると電子形態であるとを問いません）されない場合に限り、いかなる本ドキュメントもコピーを数に制限なく作成し、使用することができます。

2.3 本コンポーネントの使用許諾契約書

MSDNの一部としてお客様が受領する本コンポーネントには、別途使用許諾契約書（以下それぞれ「コンポーネント EULA」といいます）が添付されていることがあります。本契約書とコンポーネント EULA の内容が一致せず、本契約書によっても優先される条件が判明しない場合（本デスクトップ アプリケーション、本サーバー ソフトウェア、本開発ツール、プレリリースコード等）は、本契約書が適用されます。コンポーネント EULA には、本契約書で規定されていない追加の権利が含まれる場合があります。そのような権利が本契約書の内容と矛盾しない限り、コンポーネント EULA のそのような規定が該当する本コンポーネントに限っては適用されるものとします。

2.4 第三者のコンポーネント

本ソフトウェアには、第三者のソフトウェア プログラムが含まれる場合があります。そのようなソフトウェアはお客様の便宜のために提供されたものであり、使用条件はそのソフトウェアに含まれる使用許諾契約書に従わなければなりません。

2.5 構成部分の分離

本ソフトウェアは 1 つの製品として許諾されています。本契約書で明示的に規定されている場合を除き、構成部分を分離して 2 名以上のユーザーが使用してはなりません。ただし、かかる他のユーザーが MSDN のライセンス許諾済みのユーザーの場合は除きます。

2.6 ベンチマーク テスト

お客様は、マイクロソフトの事前の書面による承諾なくして、本ソフトウェアのうち本サーバー ソフトウェア（第 4.1 条に定義されます）または .NET Framework コンポーネントのベンチマーク テストの結果を第三者に開示することはできません。ただし、この制限は Windows Server および Exchange Server の本サーバー ソフトウェアには適用されないものとします。

2.7 アクティベーション（ライセンス認証）の義務

ソフトウェアの著作権侵害を防ぐために、マイクロソフトは特定のコンポーネントのアクティベーションを必須にしています。マイクロソフトは、アクティベーション時に、お客様の許可を得ることなく、お客様個人を特定できる情報をご使用のコンピュータから収集することはありません。MSDN において入手する、アクティベーションを要する本コンポーネントに対するプロダクト キーでは、本コンポーネント 1 つに対して最大 10 回までのアクティベーションが可能です。アクティベーションを要する本コンポーネントは、セットアップ時に表示される方法でアクティベーションを行う必要があります。アクティベーションを行わない場合、本契約書で許諾されたライセンスの有効期限が次のように制限されます。(a) Windows Server 2003 および Windows XP の場合、最初にインストールした日から 60 日間。(b) Microsoft Office、Microsoft Project 2002、および Visio 2002 の場合、本デスクトップ アプリケーション ソフトウェアの最初の 50 回分の起動。(c) その他のアクティベーションを必要とする本コンポーネントの場合、セットアップ時に表示される情報をご参照ください。お客様はアクティベーションをインターネットまたは電話回線を通じて行うことができますが、それらの通信料金が別途課されることがあります。コンピュータのハードウェアを変更した場合や本コンポーネントの設定を変更した場合には、本コンポーネントのアクティベーションが再度必要になることが

あります。インターネットによるアクティベーションを選択した場合、本コンポーネントはインターネットを介してマイクロソフトのコンピュータシステムに接続し、ライセンスを有する本コンポーネントのコピーが使用されていることを確認するために認証プロセスを実施します。お客様は、本コンポーネントがこの認証プロセスを実施することに同意されるものとします。お客様がライセンスを取得していない本コンポーネントのコピーをお使いの場合は、本コンポーネントをインストールすることも、今後本コンポーネントのアップデートをインストールすることもできません。アクティベーションの詳細については、マイクロソフトのオンラインサポートサイトをご覧ください。

3. 開発ツール

3.1 再頒布可能コード - ライセンスの許諾

お客様がライセンスを取得された本ソフトウェアの中に、本条で規定する一部のソフトウェアが含まれる場合、お客様に対して、第2条で許諾された権利に加えて本条において追加の権利が許諾されます。この追加の権利は、お客様が第3.2条（「再頒布の条件およびライセンスの制限」）で規定された再頒布の条件およびライセンスの制限に従うことを条件として与えられるものです。

3.1.1 サンプルコード

マイクロソフトはお客様に対して、(a) お客様のソフトウェア製品を設計、開発、テストしデモンストレーションを行うためのみに、本ソフトウェアのうち REDIST.TXT ファイルまたはその他で「サンプル」または「Samples」と指定された部分の、ソースコードバージョン（以下「本サンプルコード」といいます）を使用して改変すること、および (b) 本サンプルコードまたはそれに改変を加えたものを、オブジェクトコードまたはソースコードで複製して頒布するための、限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。本サンプルコードに適用される再頒布条件については、**第3.2条**をご参照ください。

3.1.2 再頒布可能コード

マイクロソフトはお客様に対して、本ソフトウェアのうち REDIST.TXT ファイルに記載された部分のオブジェクトコード（以下「再頒布可能コード」といいます）を複製して頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。再頒布の条件については、**第3.2条**をご参照ください。

3.1.3 マージモジュール（以下「MSM」といいます）

マイクロソフトは、REDIST.TXT で指定された MSM ファイルのコンテンツを、本ソフトウェアの添付文書に記載された方法に従って複製して頒布する、限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。ただし、お客様がかかるコンテンツ全体を一切改変せずに再頒布することを条件とします。その他の MSM ファイルの再頒布条件はすべて、**第3.2条**をご参照ください。

3.1.4 Microsoft Foundation Class (MFC)、Active Template Library (ATL)、C ランタイム (CRT)

マイクロソフトは、(a) お客様のソフトウェア製品を設計、開発、およびテストするためにのみ、本ソフトウェアのうちの MFC、ATL 及び CRT と指定された部分（以下総称して「VC 再頒布可能物」といいます）のソースコードバージョンを使用し、改変する限定的、非独占的かつ無償の権利および、(b) お客様がお客様のソフトウェア（下記の**第3.2.1(a)条**で定義）に含まれるお客様が作成したファイルの名前を変更する限りにおいて、VC 再頒布可能物及びそれを改変したものをオブジェクトコードバージョンで複製、頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。本条において「改変」とは、VC 再頒布可能物に対して機能強化を加えることをいいます。その他の VC 再頒布可能物の再頒布条件はすべて、**第3.2条**をご参照ください。

3.2 再頒布の条件およびライセンスの制限 - 一般条件

第3.1条で規定されたお客様の権利を行使する場合、お客様による再頒布はこの**第3.2条**を遵守することを条件とします。また、一部の再頒布可能コードには**第3.3条**で規定されている追加の制限事項が適用されます。

3.2.1 お客様が、本サンプルコード、再頒布可能コード、VC 再頒布可能物、**第4.2.3条**で定義されるサーバー再頒布可能物（以下総称して「再頒布可能物」といいます）のいずれかの再頒布を行う場合、以下の条件に同意するものとします。

- a. **第3.1.1条**（「サンプルコード」）に規定された場合を除き、本ソフトウェアを使用してお客様が開発した、本ソフトウェアに重要かつ主要な機能を追加するアプリケーション製品（以下「お客様のソフトウェア」といいます）とともにおよびその一部として、再頒布可能物をオブジェクトコード形式のみで頒布するものとします。
 - b. 再頒布可能物を、Microsoft Windows プラットフォーム上でのみ動作させなければなりません。（注意：この項はサーバー再頒布可能物および Microsoft Office Developer（以下「MOD」といいます）には適用されません）
 - c. お客様のソフトウェアをお客様の組織外に頒布する場合、またはその他の方法で第三者に対して提供する場合、お客様は、本契約書およびお客様のライセンス条件と同等以上の使用条件を記載した、エンドユーザー向け使用許諾契約書（開封による同意、クリックによる同意、または署名による同意の形式）を添付した上で、再頒布可能物を含むお客様のソフトウェアを頒布するものとします。（注意：この項はサーバー再頒布可能物および MOD には適用されません）
 - d. お客様のソフトウェアの販売にあたり、マイクロソフトの名称、ロゴまたは商標を使用しないものとします。
 - e. お客様のソフトウェア上に、マイクロソフトのソフトウェアに対する著作権を保護するのに十分なお客様自身の有効な著作権表示を行うものとします。
 - f. お客様に配布された時に本ソフトウェアに表示されている著作権、商標、もしくは特許の表示を取り除くこと、または不明瞭にすることはしないものとします。
 - g. お客様のソフトウェアの使用または頒布に関連して生じるクレーム、または訴訟（弁護士費用を含む）について、マイクロソフトを補償し、防衛し、かつ損害を被らせないものとします。
 - h. その他の事項については、本契約書に従うものとします。
 - i. お客様が明示に許諾されていない権利はすべて、マイクロソフトによって留保されることに同意するものとします。
 - j. お客様は、エンドユーザーによる再頒布可能物の再頒布を許可しないものとします。ただし、お客様のソフトウェアの頒布者が、お客様のソフトウェアとともにおよびその一部としてのみ再頒布可能物を頒布し、かつ、お客様が本契約のその他の規定に従うこと、および、お客様の頒布者が本契約においてお客様に課される制限に服することを条件として、お客様はエンドユーザーに再頒布可能物を再頒布することを許可できます。
- 3.2.2 お客様が再頒布可能物またはその一部を使用する場合は、再頒布可能物に適用される頒布条件のほかに、次の条件が適用されます。お客様の再頒布可能物に対するライセンス権は、お客様が以下のことを行わないことを条件として許諾されます。(a) 再頒布可能物の派生物を作ることによって、再頒布可能物の全部または一部に「除外されるライセンス」が適用されるようになること、(b) 再頒布可能物（またはその派生物）を頒布することによって、再頒布可能物の全部または一部に「除外されるライセンス」が適用されるようになること。「除外されるライセンス」とは、この種のライセンスに基づくソフトウェアの使用、改変、または頒布の条件として、かかるソフトウェアまたはそれと組み合わせで頒布される他のソフトウェアが (i) ソースコード形式で公開または頒布されること、(ii) 派生物を作成する目的で許諾されること、または (iii) 無償で再頒布可能であることを要求するライセンスをいいます。

3.3 再頒布の条件およびライセンスの制限 - ソフトウェア固有の条件

3.3.1 Microsoft SQL Server Desktop Engine（以下「MSDE」といいます）

MSDE を再頒布する場合、次の追加条件に同意されるものとします。(a) お客様のソフトウェアは、マイクロソフトの見解において、Microsoft Access の機能と実質的に同じか、それと競合すると判断されるものであってはなりません。(b) お客様のソフトウェアを動作させるためにお客様のエンドユーザーが Microsoft Access のライセンスを取得することが必要である場合を除いて、お客様は、汎用のワードプロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、またはこれらを構成部分として含む、商業用頒布を目的とした統合製品もしくはセット製品と共に MSDE を複製したり、使用することができません。ただし、Microsoft Access がサポートする様々なフォーマットでデータを出し入れするためにのみ使用される場合を除きます。限定されたワードプロセッサ、表計算またはデータベース機能の他に、重要かつ主要な価値を持つコンポーネントが含まれる製品（例えば、限定された表計算機能を有する会計ソフトウェアなど）は、本条において「汎用」の製品とはみなされません。

3.3.2 Microsoft Data Access Components

お客様が MDAC_TYP.EXE という名称の Microsoft Data Access Component ファイルを再頒布する場合は、さらに、かかるファイルをオブジェクトコードで、お客様がマイクロソフトの開発ツール製品を使用して開発した、MDAC_TYP.EXE に対して重要かつ主要な機能を追加した、お客様のソフトウェアの一部としてのみ再頒布することに同意するものとします。

3.3.3 SQL Server 2000 Windows CE Edition

お客様が Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition を再頒布する場合は、お客様のソフトウェア上で、Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition 再頒布可能物が Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition と共に動作しなければならないものとします。注：Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition をベースとしたお客様のソフトウェアを導入したデバイスには、Microsoft SQL Server のサービスにアクセスし、利用するための正規ライセンスを取得していなければなりません。

3.3.4 Visual Studio .NET

a. Web Stress Functionality/ACT Tool

お客様は、取得された本ソフトウェアのバージョンに Application Center Test (以下「ACT Tool」といいます) と特定される本ソフトウェアのコンポーネントが含まれている場合、該当する本ソフトウェアの添付文書の規定に従って、デフォルトモードとして Web サイトにストレステストを実行 (検出される「Robots.txt」ファイルに従う) するように ACT Tool を設定したり、またはストレステスト実行時に検出される「robots.txt」ファイルに従わないよう設定したりすることができます。お客様によるデフォルトモード以外の ACT Tool の使用は、完全にお客様の責任およびお客様単独のリスクで行っていただくこととなります。お客様は、第三者の所有物とともに ACT Tool を使用する場合は、かかる第三者に確認するか、当該所有物の使用に適用される契約を確認し、その使用が許可されているかどうかを確認しなければなりません。

b. Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET

お客様による Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET の使用は、この製品に関する Crystal Decisions の使用許諾契約書の条項にお客様が同意することに基づくものです (Crystal Decisions の使用許諾契約書のコピーは、本ソフトウェアと同梱されています)。

4. サーバー ソフトウェア

4.1 総則

本ソフトウェアには、特定のマイクロソフト サーバー製品が含まれていることがあります。MSDN で提供される本サーバーソフトウェアは、それと関連して稼働する、お客様が作成したソフトウェア製品の、設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行うためにのみ提供されるものです。本サーバーソフトウェアを実際の運用環境で使用することはできません。本サーバーソフトウェアには、製品に添付されているエンドユーザー向けの使用許諾契約書でなく、本契約書で規定された使用条件が適用されます。

本サーバーソフトウェアは、サーバーソフトウェアを実行することができるコンピュータ (以下「本サーバー」といいます) にサービスや機能を追加するソフトウェアプログラムで構成されています。また、電子デバイス (以下「デバイス」といいます) から本サーバーソフトウェアにアクセスし、利用できるようにするソフトウェアプログラム (以下「本デバイスソフトウェア」といいます) が含まれることもあります。

4.2 インストールおよびライセンスの許諾

4.2.1 サーバー ソフトウェア

マイクロソフトはお客様に対して、本サーバーソフトウェアと関連して稼働する、お客様が作成したソフトウェア製品 (以下総称して「お客様のサーバーソフトウェア」といいます) の、設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行うためのみに、個々の本サーバーソフトウェアのコピーを数に制限のない本サーバーにおいて作成、使用、およびインストールする限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。

ただし、1つの本サーバーソフトウェアのコンポーネントはいずれも、同一の本サーバーにのみインストールして使用しなければなりません。

MSDN を使用して作成されたお客様のサーバーソフトウェアのテストを行う目的でアクセスする場合に限り、ライセンス許諾済みユーザーの他に、数に限りがないユーザーが、本ソフトウェアの追加ライセンスを取得することなく本サーバーソフトウェアにアクセスして使用することができます。上記のアクセス権の対象外となるものの例として、ソフトウェアのテストを主な業務とする従業員または下請け業者等が含まれます。

4.2.2 デバイス ソフトウェア

別段の規定のない限り、本デバイスソフトウェアが本サーバーソフトウェアに含まれる場合、マイクロソフトはお客様に、他のユーザーが使用することを目的として、本デバイスソフトウェアのコピーを数に限りがないデバイス上で作成、利用およびインストールする限定的、非独占的かつ無償のライセンスを許諾します。ただし、お客様のソフトウェアを設計、開発およびテストする目的で使用する場合に限られます。

4.2.3 本サーバーソフトウェア用 Software Development Kit (または「Developer Edition」)

一部の本サーバーソフトウェアでは、REDIST.TXT ファイルに再頒布可能ファイルが記載されている場合があります。本条において、かかる本サーバーソフトウェアにおいて指定されたファイルを「サーバー再頒布可能物」と呼ぶものとし、上記 (第 3.1 条) で規定された再頒布可能コードと同じライセンスを許諾します。ただし、サーバー再頒布可能物には、Microsoft SQL Server Desktop Engine (「MSDE」) を除き、第 3.3.1 条に規定された再頒布条件は適用されません。また、Microsoft Systems Management Server に含まれるサーバー再頒布可能物には、下記第 4.3.5 条に規定されている追加の制限が適用されます。

4.3 特定の本サーバーソフトウェアに関する追加の権利と制限

MSDN の特定のサブスクリプション レベルには、次の追加権利または制限が適用される本サーバーソフトウェアが含まれます。

4.3.1 全てのサーバー ソフトウェア

- 本契約書において、「テスト」には、運用開始前に本サーバー上へコンテンツを配置する等の、実際の運用環境での準備作業は含まれないものとします。
- 本サーバーソフトウェアの使用は、本条 (第 4 条) で規定される設計、開発およびデモンストレーションを行う目的とする使用に限られ、お客様のサーバーソフトウェアを実際の運用環境や稼働環境に導入する場合は、他のマイクロソフトや第三者のソフトウェア製品を使用したりアクセスしたりするためのライセンスが必要になる場合があります。

4.3.2 Windows NT Server、Windows 2000 Server、および Windows Server 2003

お客様は、いかなる時点においても上記本サーバーソフトウェアを本サーバー上で 4 プロセッサを超えて使用することはできません。お客様は、Windows 2000 Server のターミナル サービス コンポーネントを使用してお客様のソフトウェアにアクセスするために、同時に 200 までの匿名の接続を許諾することができます。ただしその場合、(a) 使用目的が、インターネットを介してお客様のアプリケーションの評価のためのデモンストレーションを行うことに限られること、(b) 業務上のデータの利用を行わないこと、が条件となります。

4.3.3 Windows Server 2003

a. その他の使用許諾

お客様のソフトウェアが本サーバーにインストールされている場合、本サーバー経由でアクセスされる場合、またはアプリケーションの共有機能を提供するものである場合には、それらを使用するためには、別途、それぞれの追加のライセンスが必要になることがあります。

ご使用になるソフトウェアに付属する使用許諾契約書をご覧ください。

b. コンポーネント データ ストレージ

本サーバーソフトウェアには、MSDE データ保存技術を用いたコンポーネントが含まれます。本サーバーソフトウェアコンポーネントに含まれる、もしくは本サーバーソフトウェアコンポーネントによりインストールされた MSDE のコピーおよびインスタンス全ては、本サーバーソフトウェアコンポーネントによってのみ使用することができます。本サーバーソフトウェアに含まれるこれら MSDE のコピーもしくはインスタンスは、上記以外の目的で使用することができません。すなわち、本サーバーソフトウェアバージョンの MSDE は、開発目的で使用することができません。更に、本サーバーソフトウェアの初回インストール時に無効とされた MSDE ネットワーク ライブラリ ファイルを、再び有効にすることはできません。

c. 自動的なインターネット ベースのサービス

本サーバーソフトウェアが提供する以下の機能は、お客様へ別途通知することなく、インターネットを介してマイクロソフトのコンピュータシステムへ自動的に接続するよう初期設定されています。お客様は、以下の機能の動作に同意するものとし、お客様がこれらの機能を解除するか、もしくは使用しない場合は、この限りではありません。マイクロソフトが、本機能を通じてお客様から個人を特定できるような情報を取得することはありません。本機能に関する詳細情報については、本サーバーソフトウェア付属の文書、もしくはマイクロソフト オンライン サポート サイトをご覧ください。

i. Windows Update 機能

本サーバー ソフトウェアの初期設定では、お客様の本サーバーにデバイスを接続した際に、適切なデバイス ドライバがお客様の本サーバー上に存在しない場合、お客様の本サーバー上の Windows Update 機能（デバイス マネージャおよび Plug & Play CDM モジュールを含む）は、インターネットを通じて自動的にマイクロソフトのコンピュータ システムで適切なデバイス ドライバの検索を試みます。自動的に検索作業が行われることにより、お客様はより快適に新しいハードウェアをプラグアンドプレイによりインストールすることができます。お客様は、Windows Update のドライバ自動検索機能を解除することができます。

ii. Web コンテンツ機能

本サーバー ソフトウェアの初期設定では、お客様がインターネットに接続している場合、本サーバー ソフトウェアでマイクロソフトのコンピュータ システムよりコンテンツを取得し、表示するための複数の機能が有効になっています。この機能を起動した場合、標準インターネット プロトコルを用いてお客様の本サーバー上のオペレーティング システムとブラウザの種類および言語コードがマイクロソフトのコンピュータ システムへ送信され、これによりお客様の本サーバー上でコンテンツを正しく閲覧することができます。これらの機能は、起動しない限り作動せず、お客様は機能を解除する、もしくは使用しないことを選択することができます。これらの機能の例としては、Windows カタログ、検索のアシスタントおよびヘルプとサポート センターのヘッドラインと検索機能等が含まれます。

iii. デジタル証明書

X.509 標準に基づく証明書は、本サーバー ソフトウェアの重要なセキュリティ上の機能です。X.509 の特定の機能（例、証明書失効確認、証明書パスの構築）は、インターネットを通じて、マイクロソフト及びデジタル証明書の証明機関が所有するコンピュータ システムに接続し、特定のインターネット上の操作中（例、SSL または IPsec により保護された通信、S/MIME により保護されたメール、スマートカード認証）にお客様が第三者より受領するデジタル証明書の有効性について確認します。お客様が証明書により保護されているコンテンツへのアクセスを試みた場合、本サーバー ソフトウェアは X.509 標準に従い、自動的にユーザー証明書及び証明書失効リストを取得します。更に、本サーバーソフトウェアは、信頼できる証明機関のリストを随時更新します。自動ルート更新機能は任意の機能であり、お客様はこの機能を望まない場合それをアンインストールすることができます。X.509 標準に基づくその他のセキュリティ管理機能は、本サーバーのインターネット アクセスを遮断することによって、操作されないようにすることができます。

iv. Windows Media Player

Windows Media Player には、お客様が Windows Media Player もしくはその特定の機能を利用した場合、マイクロソフトのコンピュータ システムに自動的に接続する機能が含まれています。特定の機能とは、(A) お客様が再生しようとするコンテンツについて、お客様の本サーバー上に適切なコーデックがない場合、最新版を確認し（この機能は解除することができます）、(B) Windows Media Player の最新バージョンを確認（この機能は、お客様が Windows Media Player を使用している場合のみ作動します）する機能です。

v. indows Media Player 用 MPEG-4 Visual Decoder に関する注意

以下の場合に直接関連する場合を除き、MPEG-4 映像標準に準拠して本製品を使用することは、全て禁止されています；(A) (i) 事業に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。Microsoft は、MPEG LA, L.L.C. との契約上、本注意書きを表示することを義務付けられています。この条項について不明な点があれば、MPEG LA, L.L.C. にお問い合わせください。

4.3.4 Application Center 2000

本製品で「テスト」には、(i) お客様のソフトウェア製品が Application Center 2000 と共に導入することが可能であるかどうかを確認するために行うテストおよび、(ii) 統合ポイント（例としてモニタがあげられます）を開発する権利および使用効果を判断することができます。

4.3.5 Systems Management Server version 2.0（以下「SMS」といいます）

a. お客様は、本デバイスソフトウェアのインストーラコンポーネント（以下「SMS インストーラ」といいます）を使用したインストールプログラム（以下「セットアッププログラム」といいます）を作成する目的に限って、お客様の組織内で使用しているデバイスにのみ SMS インストーラをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のセットアッププログラムを設計、開発、テストを行う目的に限って、SAMPLES.TXT ファイルで「サンプルコード」または「Sample Code」と指定されたソースコードを使用したり変更したりすることもできます。

b. またお客様は、セットアッププログラムの作成以外の目的で、お客様の組織内のデバイスにのみ、オブジェクトコード形式の SMS 再頒布可能物（SMS 用の REDIST.TXT ファイルに記載されたもの）をインストールして、サンプルコードを変更したものと共に使用することができます。ただし、以下の条項に従わなければなりません。(i) お客様は、セットアッププログラムと共に、またはその一部としてのみ、SMS 再頒布可能物を複製して使用することができます。(ii) お客様は、SMS 再頒布可能物を使用するデバイスごとに Microsoft Systems Management Server の正規のクライアントアクセスライセンスを取得していなければなりません。(iii) お客様のセットアッププログラムまたはセットアッププログラムによってインストールされたソフトウェアの使用に関連して生じるクレームまたは訴訟（弁護士費用を含む）について、マイクロソフトおよびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。お客様に許諾される SMS インストーラのインストールまたは使用に関する権利は上記のみとします。

5. デスクトップ オペレーティング システム

5.1 リモート デスクトップ / リモート アシスタンス / NetMeeting 機能

一部のデスクトップ オペレーティング システムには、コンピュータ（ホスト デバイスと呼ばれることがあります）にインストールされている本ソフトウェアまたはアプリケーションを他のデバイスからリモートで使用できるようにする、リモート デスクトップ、リモート アシスタンスおよび NetMeeting 技術が含まれていることがあります。本ソフトウェアを本契約書第 2 条に従って使用している場合に限り、お客様は、(a) ある時点で本ソフトウェアを使用、アクセス、表示または使用するユーザーが一人に限られることを条件として、本ソフトウェアのリモート デスクトップ機能（または同様の目的で同様の機能を提供するその他の製品）を使用して、いかなるデバイスに対しても、デバイス上の本ソフトウェアのためのライセンスを別途取得することなく、本ソフトウェアを使用、アクセス、表示、または実行することを許諾できます。(b) お客様は、リモート アシスタンスまたは NetMeeting（または同様の目的で同様の機能を提供するその他の製品）を使用している間、本ソフトウェアの追加ライセンスを取得することなく、自分のセッションを他のユーザーと共有することができます。マイクロソフト、または他社のアプリケーションとリモート デスクトップ、リモート アシスタンスまたは NetMeeting を使用する場合、追加のライセンスを取得せずに使用できるかどうかについては、製品添付のライセンス契約をご確認になるか、ライセンス提供元にご連絡ください。上記で「セッション」とは、本ソフトウェアによって、ユーザーがワークステーション コンピュータに接続された周辺機器を使って入力、出力および表示を行うのと同様の操作が可能状態にあることをいいます。

5.2 Windows Media Format Software Development Kit（以下「WMFSDK」といいます）

本ソフトウェアに WMFSDK コンポーネントが含まれていることがありますが、これを使用して Windows Media 技術を使用するソフトウェア アプリケーションを開発する権利は、別途取得していただく必要があります。WMFSDK を使用してかかるアプリケーションを開発される場合は、<http://msdn.microsoft.com/workshop/imedia/windowsmedia/sdk/wmsdk.asp> で WMFSDK に関する別途のライセンスに同意して、適切な WMFSDK をダウンロードし、お客様のシステムにインストールしてください。

5.3 インターネット ゲーム / アップデート機能

本ソフトウェア内のインターネット ゲームまたはアップデート機能を利用する場合は、その機能を使用するために特定のコンピュータ システム、ハードウェア、およびソフトウェア情報を使用する必要があります。これらの機能を使用することにより、お客様はマイクロソフトまたはその指定代理人に、インターネット ゲームまたはアップデートのために必要な情報にアクセスしてその情報を利用する権限を明示的に与えるものとします。マイクロソフトは製品の向上のため、またはお客様に合わせたサービスもしくは技術を提供するためにのみこの技術情報を使用します。マイクロソフトは、この情報を第三者に公開することができますが、お客様個人を特定できる形で公開されることはありません。

5.4 インターネットベースのサービス コンポーネント

本ソフトウェアには、特定のインターネットベースのサービスを使用できるようにするコンポーネントが含まれています。お客様は、マイクロソフトがお客様が使用している本ソフトウェアおよびそのコンポーネントのバージョンを自動的にチェックして、本ソフトウェアのアップグレードまたは修正がお客様のコンピュータに自動的にダウンロードされるようにする場合があることを認知し、同意するものとします。

6. デスクトップ アプリケーション

6.1 総則

お客様は、本デスクトップアプリケーションを含む MSDN サブスクリプション レベルの 1 ライセンスにつき、上記第 2.1 条に記載された一般的なライセンスの許諾に加えて、業務目的で本デスクトップアプリケーションのコピーを 1 部作成し、特定の 1 台のコンピュータにインストールして使用することができます。ただし、ここでの業務とはお客様のソフトウェアの設計、開発、テストおよびデモンストレーションに関係する業務に限定されます。「本デスクトップアプリケーション」には、Microsoft Project、Microsoft Office、Microsoft Visio、Microsoft FrontPage が含まれますが、マイクロソフトが MSDN を通して配布するそれ以外のデスクトップアプリケーション製品が随時指定されることがあります。

6.2 Microsoft Office

さらに、Microsoft Office コンポーネントに限って、本デスクトップアプリケーションが含まれる MSDN の 1 ライセンス毎に、Microsoft Office の追加コピー 1 部を 1 台のコンピュータ上に作成し、一般的な業務上の使用を目的として使用することができます。ただし、この場合、そのユーザーはかかる Microsoft Office のコピーを使用する唯一の人物であることを条件とします。

6.3 FrontPage (Office XP エディション)

Microsoft Office XP エディションの FrontPage Web コンポーネントには、MSNBC ニュース ヘッドライン コンポーネント、MSN MoneyCentral Stock Quote コンポーネントおよび MSN Search コンポーネントが含まれます。

6.3.1 インストールおよび使用

お客様は、FrontPage Web コンポーネントのコピーを数に限りなくサーバー コンピュータにインストールして、お客様が FrontPage を使用してデザインした、モバイル、ワイヤレス、インタラクティブ TV サイト以外の、インターネット上のお客様の Web サイト (以下「お客様の Web サイト」といいます) の一部として、サービスを提供するために使用することができます。

6.3.2 制限

お客様は、FrontPage Web コンポーネントをいかなる形でも編集あるいは改変して使用することはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントで表示される商標を、各商標の所有者がお客様の Web サイトのスポンサーとなっていたり、後援していたり、ライセンス許諾していることを示唆するような形で表示してはなりません。FrontPage Web コンポーネントが他のサイトへのアクティブリンクを含む場合、お客様はそのアクティブリンクを保持しなければならず、リダイレクトしたり改変することはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントを単体で販売、頒布、再許諾、リース又はレンタルすることはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントを (i) 閲覧者に対して特定のサイトまたは特定のサイト オーナーとマイクロソフト、MSN、MSNBC、Expedia あるいはそれらの製品やサービスとの間の関連性について誤解を与えたり、(ii) これらの知的財産権またはその他の権利を侵害したり、(iii) 適用される法律に違反したり、(iv) 人種差別・憎悪・ポルノグラフィを促進したりするようなサイトと関連して使用することはできません。お客様は、MSNBC コンポーネント内のニュース ヘッドラインをオーディオ フォーマットに変換してオーディオ ユーザーに再頒布することはできません。お客様は、これらの制限に違反したことを通知された後でこれらの制限に違反した場合、ただちにお客様の Web サイトから FrontPage Web コンポーネントを削除することに同意するものとします。

7. Windows Media Digital Rights Management

コンテンツ プロバイダは、コンテンツの著作権を含め知的所有権が不正使用されないように、本ソフトウェアに含まれている Windows Media Digital Rights Management 技術 (以下「WM-DRM」といいます) を使用して、コンテンツの完全性を保護 (以下「保護コンテンツ」といいます) しています。本ソフトウェアの一部および、第三者のメディア プレイヤー等のアプリケーション (以下「WM-DRM ソフトウェア」といいます) では、保護コンテンツを再生するために WM-DRM を利用しています。WM-DRM ソフトウェアのセキュリティに危険が生じた場合、保護コンテンツの所有者がマイクロソフトに対して、WM-DRM ソフトウェアで保護コンテンツの複製、表示または再生機能を失効するよう要請することがあります。失効された場合も、WM-DRM ソフトウェアが保護されていないコンテンツを再生する機能には変わりはありません。お客様がインターネットから保護コンテンツのライセンスをダウンロードする度に、失効された WM-DRM ソフトウェアのリストがお客様のコンピュータへ送信されます。マイクロソフトは、保護コンテンツの所有者に代わって、そのようなライセンスと共に失効リストをお客様のコンピュータにダウンロードすることがあります。保護コンテンツの所有者は、彼らのコンテンツにアクセスする前に本ソフトウェアの WM-DRM コンポーネントの一部アップグレード (以下「WM-DRM アップグレード」といいます) を行うように要請することがあります。お客様がそのようなコンテンツを再生しようとすると、マイクロソフトの WM-DRM ソフトウェアが WM-DRM アップグレードが必要であると通知し、WM-DRM アップグレードのダウンロード前にお客様の同意を求めてきます。第三者の WM-DRM ソフトウェアでも、同様の通知が行われることがあります。アップグレードを行わない場合、WM-DRM アップグレードが必要なコンテンツにアクセスできなくなりますが、保護されていないコンテンツおよび WM-DRM アップグレードを必要としない保護コンテンツにアクセスすることは可能です。新規ライセンスの取得もしくは必要とされる WM-DRM アップグレードの実行等を目的としてインターネットに接続する WM-DRM 機能は、解除することができます。WM-DRM 機能が解除されている場合、お客様がご自分のコンピュータ上に既に保存されている保護コンテンツについて正規のライセンスを取得している限り、かかる保護コンテンツを再生することは可能です。

8. 製品サポート サービス

8.1 権利と義務

マイクロソフトはお客様に、本ソフトウェアに関するサポート サービスを提供する場合があります。サポート サービスについては、ユーザー マニュアル、オンライン ドキュメント、マイクロソフトのサポート サイト、またはマイクロソフト提供の印刷物などに記載されているマイクロソフトのポリシーおよびプログラムに従ってご利用になれます。サポート サービスの一部としてマイクロソフトからお客様に提供されたソフトウェアは、別の条項が付属していない限り、本契約書が適用されます。本契約書は、マイクロソフトがサポート サービスを提供すること、またはサポート サービスの一部として提供するソフトウェアをサポートすることを義務として規定するものではありません。

8.2 データ使用に関する承諾

お客様は、マイクロソフトおよびその関連会社が、本ソフトウェアに関してサポート サービスを提供する場合、その一環として技術情報を収集し、使用することができることに同意するものとします。マイクロソフトは製品の向上のため、またはお客様に合わせたサービスや技術を提供するためにのみ、かかる技術情報を使用できるものとします。この情報がお客様個人を特定できる形で公開されることはありません。

9. プレリリース コード

本ソフトウェアには、プレリリース コード、ベータ コード、または「リリース キャンディデート」(以下総称して「本プレリリース コード」といいます) が含まれる場合がありますが、これらは、機能および互換性の点において一般向けに出荷される最終的な完成品ではありません。本プレリリース コードが正確に動作することおよび製品版の出荷前に実質的に変更されないことは、保証されていません。マイクロソフトは、本プレリリース コードまたはそのすべての後継バージョンを製品版として出荷する義務を負いません。本プレリリース コードの使用許諾は、マイクロソフトによる本プレリリース コードの製品版の出荷と同時に消滅します。注: 本プレリリース コードに別途使用許諾契約書が含まれる場合、お客様の本プレリリース コードの使用は、かかる使用許諾契約書の条項により拘束されます。

10. 権利の留保

マイクロソフトは、本契約書においてお客様に明示的に許諾されていない権利をすべて留保します。本ソフトウェアは、著作権およびその他の知的所有権に関する法律および条約によって保護されています。マイクロソフトまたはその供給者は、本ソフトウェアに含まれる権原、著作権、およびその他の知的所有権を有します。本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。

11. リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

12. レンタル/商用ホスティングの禁止

お客様は本ソフトウェアをレンタル、リースまたは貸与したり、本ソフトウェアを使用して商業的ホスティングサービスを提供することはできません。

13. 第三者のサイトへのリンク

お客様は、本ソフトウェアの使用に伴い、第三者のサイトにリンクする場合があります。リンク先のサイトはマイクロソフトの管理下にはないため、マイクロソフトはリンク先のサイトのコンテンツやリンク先サイトに含まれるリンク、またはそれらの修正や更新に関して責任を負いません。また、第三者のサイトから受信する Web キャスティングまたはその他のいかなる形式の送信についても、マイクロソフトは責任を負うものではありません。これらのリンクは、お客様の利便性を考慮して提供されているものであり、マイクロソフトがその第三者のサイトの内容を推奨していることを意味するものではありません。

14. 追加のソフトウェア/サービス

お客様が最初に本ソフトウェアを入手した日付以降にマイクロソフトからお客様に提供されるか、または利用可能になるアップデート、機能追加、アドオン コンポーネント、またはインターネット ベースのサービス コンポーネントに対しては、それらに他の条項が付属していない限り、本契約書が適用されます。マイクロソフトは、本ソフトウェアの使用を通じてお客様に提供しているインターネット ベースのあらゆるサービスを中止できる権利を留保します。

15. Not For Resale

本ソフトウェアに「Not for Resale」または「NFR」と明記されている場合、お客様は本ソフトウェアを販売、譲渡したり、デモンストレーション、テストまたは評価の目的以外に使用することはできません。

16. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアがアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となることを認めるものとします。お客様は、本ソフトウェアに適用される一切の国内法および国際法（アメリカ合衆国の輸出管理規則、アメリカ合衆国、日本国およびその他の政府機関が定めるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用および輸出対象国に関する規制を含みます）を遵守することに同意するものとします。詳細については、<<http://www.microsoft.com/japan/exporting/>> をご覧ください。

17. ソフトウェアの譲渡

本ソフトウェアの最初のユーザーは、本契約書および本ソフトウェアを一度に限って恒久的に別のエンドユーザーに譲渡することができます。ただしその場合、最初のユーザーはコンピュータから、本ソフトウェア製品を消去しなければならず、本ソフトウェア製品の複製物を保持することはできません。本ソフトウェアの一切（すべての構成部分、媒体、印刷物、アップグレード、本契約書、および Certificate of Authenticity が付属している場合はそれも含みます）を譲渡しなければなりません。委託販売その他の間接的な譲渡をすることはできません。本ソフトウェアを譲渡する前に、本ソフトウェアの譲受人は本契約書のすべての条項に同意しなければなりません。

18. サブスクリプションの中止、非更新、または解除

MSDN の中止、または非更新。MSDN を中止することまたは更新をしないことを選択された場合、お客様は中止した時点または更新をしなかった時点で獲得されていた本ソフトウェアを継続して使用する権利を保有します。ただし、本契約書の条件に従う場合に限りです。解除。お客様が本契約書の条項に違反した場合、マイクロソフトは、他の権利を害することなく本契約を終了することができます。その場合、お客様は本ソフトウェアの複製物およびその構成部分をすべて破棄しなければなりません。

19. 免責

法律上の許容される最大限において、マイクロソフトおよびその供給者は、本ソフトウェアおよびサポート サービス（該当する場合）を何等保証もない現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供しています。そのため、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアの使用により生じた事態の一切および、サポートまたは本ソフトウェアを通じたその他のサービス、情報、ソフトウェア、および関連コンテンツの提供若しくは提供不能に関して、商品性および特定目的に対する適合性、信頼性または可用性、応答の確性、使用結果、職人的努力の存在、ウィルスの不存在、過失の不存在を含むその他のいかなる保証、義務、条件も、明示、黙示、若しくは法律上のものであるかを問わず一切いたしません。また、本ソフトウェアに関して権原、平穩享有、平穩占有、表示との一致または権利侵害の不存在についての保証または条件についても同様です。

20. 付随的、派生的、またはその他の損害に関する免責

法律上許容される最大限において、マイクロソフトおよびその供給者は、本ソフトウェアの使用または使用不能、本ソフトウェアを通じたもしくは本ソフトウェアの使用から生じるサポートやその他のサービス、情報、ソフトウェア、関連コンテンツの提供もしくは提供不能、または本契約書の条項に関して生じるいかなる特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、派生的損害、またはその他一切の損害（逸失利益、機密情報もしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、誠実義務もしくは合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失、またはその他の金銭的損失を含みますがこれらに限定されません）に関しては、マイクロソフトまたはその供給者に落ち度、不法行為（過失を含む）、不实表示、無過失責任、契約違反または保証違反がある場合においても、一切責任を負いません。たとえマイクロソフトまたはその供給者が事前にこれらの損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

21. 責任および救済手段の制限

いかなる理由において生じる損害（上記のすべての損害およびすべての直接損害または通常損害を含みますがこれらに限定されません）にもかかわらず、本契約書に基づくマイクロソフトおよびその供給者の責任（本保証規定違反に関してマイクロソフトによって選択された修理または交換による対応を除きます）は、本ソフトウェア製品についてお客様が実際に支払った金額または 700 円のいずれか高い額を上限として、合理的な信頼に基づくお客様の実際の被害額を超えないものとします。前述の制限および免責は、たとえいかなる救済方法がその実質的目的を達成しない場合においても、法律で許される最大限度まで適用されます。

22. 準拠法

本契約は、日本国法に準拠するものとします。

23. 完全合意 / 分離可能性

本契約書（本ソフトウェアに付属する本契約書への追加条項または修正条項を含む）は、本ソフトウェアならびにサポート サービス（該当する場合）についてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意であり、本契約書が適用される本ソフトウェアまたはその他の内容に関しての、すべての口頭または書面による意思表示、提案、表明よりも優先して適用されます。サポート サービスに関するマイクロソフトのポリシーまたはプログラムに定められた条項と本契約書の条項との間に不一致がある場合、本契約書の条項が優先して適用されるものとします。本契約書の一部の条項が無効となったり、法的な強制力を失ったり、あるいは非合法と判断された場合でも、その他の条項には影響を与えることなく完全に有効性が保たれるものとします。

品質保証規定

以下の保証規定は、マイクロソフト コーポレーション（以下「マイクロソフト」といいます）の本ソフトウェア製品に関する品質保証規定です。本規定は、お客様が本ソフトウェア製品を入手された国や地域に関わらず適用されます。本規定は、本ソフトウェア製品を入手された販売店等に対してお客様が有する法律上の権利に影響を与えるものではありません。

本ソフトウェア製品は、汎用の製品として設計され、かつ提供されるものであり、特定の目的のために設計されたり、提供されたりするものではありません。お客様は、全くエラーのないソフトウェアというものはありえないものであることをご了承の上で本ソフトウェア製品をご使用になるものとし、そのため、本ソフトウェア製品のご使用に当たっては定期的にバックアップファイルを作成されることを強くお勧め致します。

保証 - お客様が有効なライセンスを取得されていることを条件として、マイクロソフトは、a) 本ソフトウェア製品が、お客様が本ソフトウェア製品を入手された日から 90 日間（但し、法律で認められる最も短い期間が 90 日を超える場合はその最も短い期間）に限り、付属の印刷物に記載された内容に従って実質的に作動すること、および b) マイクロソフトが提供するサポート サービスは実質的に、マイクロソフトから提供する、当該サポートに関する印刷物に記載されている通りに行われるものであり、マイクロソフトのサポート エンジニアは、問題を解決するために合理的な範囲内で努力し、注意し、またその技能を提供することを保証いたします。本ソフトウェア製品が本保証規定を満たさなかった場合には、マイクロソフトは、その選択により、本ソフトウェア製品の交換、修補または本ソフトウェア製品の代金の返還のいずれかを行います。本ソフトウェア製品の不具合が事故、誤用、または不正使用（本ソフトウェア製品の使用許諾契約書の規定に違反する使用を含みます）から生じた場合には、本保証はかかる不具合には適用されません。交換または修補後の本ソフトウェア製品の保証期間は、もとの保証期間の残存期間の満了日または、交換もしくは修補された本ソフトウェア製品の引渡し後 30 日間の満了日のうちいずれか遅く到来する日までとします。お客様は、上記の保証が本ソフトウェア製品およびサポート サービスに関する唯一の保証であることに同意するものとします。

その他の保証の排除 - マイクロソフトは、明示すると黙示たとを問わず、本ソフトウェア製品およびサポート サービスについて、上記の保証以外にはいかなる保証（瑕疵担保責任などの法律上の責任を含みますが、これに限定されません）もいたしません。かりに本条で除外できない保証責任が存在したとしても、かかる保証責任は、お客様が本ソフトウェア製品を入手された日から 90 日間のみ存続するものとします。

責任の限定 - 本保証規定において規定される場合を除き、マイクロソフトおよびその供給者は、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害（事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損失についての損害を含みますが、これらに限定されません）に関しても、一切責任を負いません。たとえ、マイクロソフトがかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。本保証規定または使用許諾契約書の下で生じるマイクロソフトおよび供給者の責任は、法律上除外が認められない場合を除き、本ソフトウェア製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

本ソフトウェア製品を日本で入手された場合、本保証規定は日本国法に準拠するものとします。ただし、欧州連合諸国、アイスランド、ノルウェー、スイス、韓国で入手された場合は各地域の法律が適用され、その他の国で入手された場合は米国ワシントン州法に準拠するものとします。

本保証規定は、法律上無効とされない限度でその効力を有するものであり、仮に、本保証規定の一部の条文が無効と判断された場合においても、残りの条文は引き続き有効であるものとします。

本保証規定に関する疑問点その他については、本ソフトウェア製品に添付されているマイクロソフトの連絡先宛てにお問い合わせいただくか、以下の Web サイトをご覧ください。 <http://www.microsoft.com/japan/>